

○射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会設置要綱

平成30年12月28日

告示第286号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の策定に当たり、必要な事項を協議するため、同法第24条の4第1項の規定に基づき、射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進方針の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとす。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化促進方針の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、企画管理部政策推進課、市民生活部生活安全課、福祉保健部地域福祉課及び社会福祉課並びに都市整備部都市計画課及び道路課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。